

静岡県告示第268号

会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）（以下「条例」という。）及び会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年静岡県人事委員会規則7-1213）（以下「規則」という。）の規定に基づき、次のとおり条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等を定めたので、告示する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

1 特別の事情により任命権者が定める報酬の基本額等

- (1) 条例第9条第3項に規定する報酬の基本額は、別表第1に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ報酬の基本額欄に掲げる額とする。
- (2) 別表第1に掲げる職員にかかる期末手当基礎額の算定に当たっては、規則第9条第2項中「当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料及び地域手当の合計額」とあるのは、「会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項の規定により定められた報酬の基本額に162.75を乗じて得た額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 全国的に統一して定められた基準に基づき任命権者が定める給与

- (1) 条例第15条に規定する会計年度任用職員は、別表第2に掲げる職員とし、その報酬は、報酬額欄に掲げる額とする。
- (2) 別表第2に掲げる職員には、条例第11条に規定する期末手当を支給しない。
- (3) (1)及び(2)に規定するもののほか、別表第2に掲げる職員の給与等に関し必要な事項は別に定める。

3 報酬及び費用弁償の支給日

- (1) 規則第13条及び第15条第1項の任命権者が定める報酬及び費用弁償（規則第12条第1項に規定する費用弁償に限る。）の支給日（以下(2)において「支給日」という。）は、別表第3に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、支給日欄に掲げる日が職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第10条に規定する祝日法による休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その前において同欄に掲げる日に最も近い休日等でない日とする。
- (2) (1)の規定に関わらず、(1)に定める日の属する月の初日（その日が休日等に当たるときは、その後においてその日に最も近い休日等でない日）の翌日から(1)に定める日の前日までの間において、休日等でない日の日数が2日に満たない場合にあつては、支給日は、別表第3の支給日欄に掲げる日の後において同欄に掲げる日に最も近い休日等でない日とする。

4 期末手当の支給日

規則第14条の任命権者が定める期末手当の支給日は、別表第4の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、支給日欄に掲げる日が休日等に当たるときは、その前において同欄に掲げる日に最も近い休日等でない日とする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 報酬の基本額

職員の区分	報酬の基本額（時間額）
危機管理部危機対策課又は地域局において、防災専門員の業務に従事する職員	規則別表第3アの一般事務の職として、条例第9条第2項を適用した額から、最低賃金法第7条に従って断続的労働に従事する者として、減額した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）
危機管理部危機対策課において、危機対策支援員の業務に従事する職員	1,850円
地震防災センターにおいて、地震防災アドバイザーの業務に従事する職員	1,850円
東部児童相談所又は中部児童相談所の一時保護所において、宿直員の業務に従事する職員	規則別表第3アの事務補助の職として、条例第9条第2項を適用した額から、最低賃金法第7条に従って断続的労働に従事する者として、減額した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）
女性相談センターにおいて、DV電話相談員の業務に従事する職員	規則別表第3アの一般事務の号給の基準について、初任給の「1級5号給」とあるのは「1級9号給」と、上限号給の「1級25号給」とあるのは「1級29号給」と読み替えて条例第9条第2項を適用した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

職員の区分	報酬の基本額（時間額）
女性相談センターの一時保護所において、宿直員の業務に従事する職員	規則別表第3アの一般事務の職として、条例第9条第2項を適用した額から、最低賃金法第7条に従って断続的労働に従事する者として、減額した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）
吉原林間学園において、医師の業務に従事する職員	11,429円
吉原林間学園において、栄養士の業務に従事する職員	規則別表第3イの栄養士の号給の基準について、初任給の「1級11号給」とあるのは「1級19号給」と、上限号給の「1級29号給」とあるのは「1級37号給」と読み替えて条例第9条第2項を適用した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）
吉原林間学園又は三方原学園において、施設管理当直員の業務に従事する職員	規則別表第3アの専門事務の号給の基準について、上限号給の「1級45号給」とあるのは「1級67号給」と読み替え、給料の調整額（調整数：4）を加えて条例第9条第2項を適用した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）
吉原林間学園又は三方原学園において、看護師の業務に従事する職員	規則別表第3ウの看護師の号給の基準を適用し、給料の調整額（調整数：1）を加えて条例第9条第2項を適用した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）
人権同和对策室において、人権啓発指導員の業務に従事する職員	1,850円

職員の区分		報酬の基本額（時間額）
経済産業部政策管理局組合検査課 において、農業協同組合等専門調 査員の業務に従事する職員	公認会計士	11,286円
	税理士	7,143円
経済産業部商工業局企業立地推進課において、企業立地促進 支援員の業務に従事する職員		2,268円
東京事務所又は大阪事務所において、企業誘致推進員の業務 に従事する職員		2,268円
あしたか職業訓練校において、舎監の業務に従事する職員		規則別表第3アの一般事務の職と して、条例第9条第2項を適用し た額から、最低賃金法第7条に従 って断続的労働に従事する者とし て、減額した額（1円未満の端数 があるときは、その端数を切り上 げた額）
農林環境専門職大学において、高大連携担当の業務に従事す る職員		高等学校等教育職給料表2級再任 用職員の給料月額及び地域手当の 合計額を162.75で除して得た額（ 1円未満の端数があるときは、そ の端数を切り上げた額）
農林環境専門職大学又は農林環境 専門職大学短期大学部において、 スクールカウンセラーの業務に従 事する職員	臨床心理士等専門的な 資格を有する者	5,000円
	上記以外の者	3,000円
農林環境専門職大学又は農林環境 専門職大学短期大学部において、 非常勤講師の業務に従事する職員	日本人	5,300円
	外国人	6,090円
漁業高等学園において、舎監の業務に従事する職員		規則別表第3アの一般事務の職と して、条例第9条第2項を適用し た額から、最低賃金法第7条に従 って断続的労働に従事する者とし て、減額した額（1円未満の端数 があるときは、その端数を切り上 げた額）

職員の区分	報酬の基本額（時間額）
農林事務所又は土木事務所において、登記事務の業務に従事する職員	規則別表第3アに規定する一般事務について、初任給の「1級5号給」とあるのは「1級13号給」と、上限号給の「1級25号給」とあるのは「1級33号給」と読み替えて条例第9条第2項を適用した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）
農林事務所又は土木事務所において、建設工事支援業務に従事する職員	行政職給料表2級30号給の給料月額及び地域手当の合計額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）
農林事務所又は土木事務所において、用地交渉業務に従事する職員	行政職給料表2級30号給の給料月額及び地域手当の合計額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

別表第2 報酬の基本額

職員の区分	報酬額（月額）	
語学指導等を行う外国青年招致事業により、静岡県において国際交流活動等を行う国際交流員（以下「国際交流員」という。）	来日1年目	28万円
	来日2年目	30万円
	来日3年目	32万5千円
	来日4年目及び5年目	33万円

別表第3 報酬及び費用弁償の支給日

職員の区分	支給日
国際交流員	当月21日
上記以外の職員	翌月10日

別表第4 期末手当の支給日

基準日	支給日
6月1日	6月30日

12月1日

12月10日